［削る］

二九三一・二〇	ビス（トリブチルスズ）＝オキシド	
二九三三・九九	二―（二Ｈ―一・二・三―ベンゾトリアゾール―二―イル）―四・六―ジ―ターシャリ―ブチルフェノール	
三四〇四・九〇	ポリ塩化ビフェニル及びポリ塩化ナフタレン	
三八二四・八二	ポリ塩化ビフェニル	
三八二四・九九	ポリ塩化ナフタレン	

ロ　ペンタクロロフェノールのエステルを試験研究の用に輸入しようとする者は、当該輸入に係るペンタクロロフェノールのエステルが試験研究の用に供するものであることについての経済産業大臣の確認を受けなければならない。

ハ　イの表又はロに掲げる貨物のうち同位元素の化合物であるものを試験研究の用に輸入しようとする者は、当該輸入に係るイの表又はロに掲げる貨物のうち同位元素の化合物であるものが試験研究の用に供するものであることについての経済産業大臣の確認を受けなければならない。

ニ　イの表、ロ又はハに掲げる貨物のうち二以上を混合したものを試験研究の用に輸入しようとする者は、当該輸入に係るイの表、ロ又はハに掲げる貨物のうち二以上を混合したものが試験研究の用に供するものであることについての経済産業大臣の確認を受けなければならない。

ホ　ＰＦＯＳ又はその塩が使用されているエッチング剤（圧電フィルタ又は無線機器が三メガヘルツ以上の周波数の電波を送受信することを可能とする化合物半導体の製造に用いるものに限る。）、半導体用のレジスト又は業務用写真フィルムを輸入しようとする者は、当該輸入に係るエッチング剤（圧電フィルタ又は無線機器が三メガヘルツ以上の周波数の電波を送受信することを可能とする化合物半導体の製造に用いるものに限る。）、半導体用のレジスト又は業務用写真フィルムにＰＦＯＳ又はその塩が使用されているものであることについての経済産業大臣の確認を受けなければならない。

［削る］

［削る］

［削る］

［三の7の(1)に移動］

(2)　まぐろ（びん長まぐろ、くろまぐろ、みなみまぐろ及びめばちまぐろを除くものとし、生鮮、冷蔵又は冷凍のものに限る。）又はかじき（めかじきを除くものとし、生鮮、冷蔵又は冷凍のものに限る。）を船舶により輸入しようとする者（経済産業大臣の二号承認を受けなければならない者を除く。）は、別に定めるところにより、経済産業大臣の確認を受けなければならない。

(3)　冷凍のくろまぐろ、みなみまぐろ、めばちまぐろ又はめかじきを輸入しようとする者（経済産業大臣の二号承認を受けなければならない者を除く。）は、別に定めるところにより、経済産業大臣の確認を受けなければならない。

(4)・(5)　［略］

(6)　次の表の一の項の第二欄に掲げる国を原産地とする動物若しくは植物又は同表の二の項の第二欄に掲げる国を船積地域とする動物若しくは植物であって、当該第二欄に掲げる国の項の第三欄に掲げる種に属するもの（二の表の第一中三の9の(1)に掲げる国を除く国又は第四の項に掲げるもの並びにクロトガリザメ、ヨゴレ、アカシュモクザ

(2)・(3)　［略］

(4)　次の表の一の項の第二欄に掲げる国を原産地とする動物若しくは植物又は同表の二の項の第二欄に掲げる国を船積地域とする動物若しくは植物であって、当該第二欄に掲げる国の項の第三欄に掲げる種に属するもの（二の表の第一中三の9の(1)に掲げる国を除く国又は第四の項に掲げるもの並びにクロトガリザメ、ヨゴレ、アカシュモクザ